

処分基準（公表用）

様式第 4 号

所管部（局）・課 さが創生推進課

法令名	道路運送法	法令番号	法律第 183 号
手続名	自家用有償旅客運送者に対する行政処分等	根拠条項	道路運送法第 79 条の 12
処分 基準	<p>1. 通則</p> <p>(1) 行政処分の種類は、軽微なものから順に、業務の停止、登録の取消しとする。 なお、これに至らないものは、警告とし、行政処分とあわせたものを「行政処分等」という。</p> <p>(2) 行政処分等を行う場台には、原則として自家用有償旅客運送者(以下「運送者」という。)を佐賀県に呼び出して業務の改善について指導するとともに、その状況について、処分の日から 3 月以内に報告を行うよう措置するものとする。</p> <p>2. 業務の停止処分</p> <p>(1) 業務の停止処分は、次のいずれかに該当することとなった場合に、原則として、当該違反行為に係る事務所に対して、6 月以内の期間を定めて行うものとする。</p> <p>(ア) 道路運送法(以下「法」という。)法第 79 条の 9 第 2 項に規定する輸送の安全確保の命令又は旅客の利便確保の命令を受けたにもかかわらず、当該命令に従わなかった場合</p> <p>(イ) 法第 94 条第 4 項の規定に違反して検査の拒否等をした場合</p> <p>(ウ) 法第 4 条第 1 項又は法第 43 条第 1 項の規定に違反して無許可経営をした場合</p> <p>(2) (1) (ア) 及び (イ) の場合における処分期間は 7 日とし、(1) (ウ) の場合における処分期間は 30 日とする。</p> <p>3. 登録の取消し処分</p>		

登録の取消し処分は、次のいずれかに該当することとなった場合に行うものとする。

(1) 法第 79 条の 12 第 1 項に規定する業務の停止の命令に違反した場合

(2) 法第 79 条の 9 第 2 項に規定する輸送の安全確保の命令又は旅客の利便確保の命令に従わず行政処分を受けた運送者が、当該行政処分を受けた日から 3 年以内に同じ命令を受け、かつ、当該命令に従わなかった場合

(3) 法第 4 条第 1 項又は法第 43 条第 1 項の規定に違反して無許可経営をして行政処分を受けた運送者が、当該行政処分を受けた日から 3 年以内に更に当該違反をした場合

(4) 法第 94 条第 4 項の規定に違反して検査の拒否等をして行政処分を受けた運送者が、当該行政処分を受けた日から 3 年以内に更に当該違反をした場合

(5) 特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号)第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人その他法第 78 条第 2 号に規定する国土交通省令で定める者でなくなった場合

(6) 法第 79 条の 4 第 1 項第 1 号、第 3 号、第 4 号又は第 6 号に該当することとなった場合

(7) 不正の手段により法第 79 条の登録、法第 79 条の 6 第 1 項の有効期間の更新の登録又は法第 79 条の 7 第 1 項の変更登録を受けた場合

(8) その行う自家用有償旅客運送に関し、法第 79 条の 4 第 1 項第 5 号の協議が調った状態でなくなった場合

対応 区分	① 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理 機関	さが創生推進課	交付 機関	さが創生推進課	目次 No.	
----------	-----------------------	----------	---------	----------	---------	-----------	--